

令和5年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会  
市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年3月9日（木） 午前11時20分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）  
議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 菅井晋一君 | 2番 | 富樫雅男君  |
| 3番 | 鈴木好彦君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 鈴木一之君  |
| 7番 | 長谷川孝君 |    |        |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員
- |               |      |       |
|---------------|------|-------|
| 一般会計予算決算常任委員会 | 委員長  | 大滝国吉君 |
| 一般会計予算決算常任委員会 | 副委員長 | 小杉武仁君 |
- 8 説明のため出席した者
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 副市長             | 忠 聡君   |
| 保健医療課長          | 押切和美君  |
| 同課課長補佐          | 志田淳一君  |
| 同課健康支援室長        | 船山幸文君  |
| 同課健康支援室主幹       | 田中加代子君 |
| 同課健康支援室副参事      | 齋藤健一君  |
| 介護高齢課長          | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長       | 川村勇治君  |
| 同課高齢者支援室副参事     | 渋谷直人君  |
| 同課地域包括支援センター長   | 五十嵐文君  |
| 同課介護保険室長        | 高橋洋一君  |
| 同課介護保険室副参事      | 近藤知子君  |
| 福祉課長            | 木村静子君  |
| 同課福祉政策室長        | 石田浩二君  |
| 同課福祉政策室副参事      | 佐藤一幸君  |
| 同課福祉政策室副参事      | 鈴木祐輔君  |
| 同課福祉政策室係長       | 田巻桂君   |
| 同課総合相談係副参事      | 三須友也君  |
| こども課長           | 中村豊昭君  |
| 同課子育て政策室長       | 高橋朗君   |
| 同課子育て政策室係長      | 渡辺悟君   |
| 同課ことばとこころの相談室主幹 | 永田ルミ君  |
| 同課子育て支援室長       | 山田昌実君  |
| 同課子育て支援室主幹      | 板垣友紀君  |

同課子育て支援室副参事	小 林 毅 君
同課子育て支援室係長	本 間 かおり 君
同課子育て支援室係長	百 武 美 奈 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	菅 井 洋 子

(午前11時20分)

分科会長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第3** 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長(保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝さくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君)から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

福祉 課長 それでは、10P、11Pを御覧ください。13款2項2目民生費負担金、説明欄1、障害者給付費等審査会負担金3万6,000円の減額であるが、令和3年度の実績により額が確定したため、関川村、栗島浦村の負担金を減額いたした。以上だ。

こども課長 その次になるが、児童福祉費負担金の説明欄1、ことばとこころの相談室経費負担金20万1,000円の減であるが、こちらは関川村、それから栗島浦村から相談室の運営に係る経費について負担していただいている。これの令和4年度分の調整と令和3年度分の精算により減額となったものである。

第15款 国庫支出金

(説明)

こども課長 続いて、15款1項1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金、説明欄の1、子どものための教育・保育給付費負担金である。こちら歳出のほうの関係もあるのだけれども、歳出のほうで負担金が増になることに対して、国の負担金も104万7,000円増になるというふうなことで計上させていただいたものである。

第16款 県支出金

(説明)

こども課長 12P、13Pになる。16款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金37万6,000円であるが、先ほど国庫負担金のほうで説明申し上げたものと同じ理由で歳出のほうで増になる、その財源と

して37万6,000円、県の負担金も増えるというような中身になっている。

福祉 課長 続いて、4節災害救助費負担金、説明欄の1、災害救助費負担金1億6,750万円の減額である。これについては、8月3日からの大雨災害に係る経費の減額によるものだ。対象となる経費については、避難所等運営経費、災害ボランティア運営経費、生活必需品等給与事業経費、被災住宅応急修理事業経費、学用品等給与事業経費の減額である。

保健医療課長 続いて、2項3目衛生費県補助金、説明欄1、PCR検査等支援補助金だけれども、507万2,000円、補助率は2分の1ということだ。

こども課長 次は、8目災害復旧費県補助金、1節災害復旧費補助金の説明欄の1、社会福祉施設等災害復旧費補助金、それから説明欄2、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金がある。説明欄1の3億1,162万円の減については、こちら復旧工事について、3月末をめどに進めてまいったけれども、3月中の工事の施工があらかじめ保育園、それから保内学童保育所、いずれも3月中までには終わらないという見通しになった。それで、財源の補助金についても、令和4年度の会計からは減額ということで繰り越す事業になるという形である。それから、説明欄2の補助金については、411万8,000円の増であるけれども、これはあらかじめ保育園、それからあらかじめ保育園の中にある子育て支援センター、それから保内学童保育所、これらが事業再開に向けて補助金をいただけるということになったので、これに対して10分の10で補助金411万8,000円を計上させていただくものである。

#### 歳入

##### 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 歳出

##### 第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、20P、21Pを御覧ください。3款1項1目になる。社会福祉総務費であるが、財源更正ということで歳入でもご説明いたしたが、3万6,000円の関川村、栗島浦村からの負担金が減額になったことによるものだ。

介護高齢課長 1項2目社会福祉施設費、説明欄1、ゆり花会館運営経費だが、こちらは指定管理料になる。249万5,000円であるが、精算項目になっている修繕費の不足分とエネルギー価格高騰に伴う増額分、被災者入浴支援免除分、マイナンバーカード保持者への入浴支援減免分の追加をお願いするものだ。3目老人福祉費、説明欄1、高齢者

生活支援経費250万円の減額であるが、介護保険制度の切替えや入院、入所等による利用者の減少により、軽度生活援助サービス費、介護認定者以外のヘルパー利用をこれまでの実績と今後の見込みから減額するものだ。

保健医療課長 説明欄2、後期高齢者医療広域連合負担金だが、3,062万円の減額だが、額が確定したことによるものだ。

介護高齢課長 説明欄3、介護予防サービス計画経費198万6,000円の減額であるが、会計年度職員の介護支援専門員の応募がなかったことによる欠員1名分の報酬等を減額するものだ。4目老人福祉施設費、説明欄1、老人ホーム運営経費、指定管理料176万5,000円であるが、養護老人ホームやまゆり荘のエネルギー価格高騰に伴う増額分の追加をお願いするものだ。説明欄2、老人介護施設経費、指定管理料608万3,000円であるが、指定管理施設、デイサービスセンター7施設分のエネルギー価格高騰に伴う増額分の追加をお願いするものである。

こども課長 次の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費だ。財源更正であるけれども、歳入のところでもご説明申し上げたことばとところの相談室経費負担金20万1,000円の減がここでの財源更正の要因になっている。次の3目児童措置費、説明欄の1、地域型保育事業運営経費180万2,000円の増であるが、これは主に公定価格の改定に伴う地域型保育事業所に対する負担金の増になっている。先ほど歳入のほうで国庫負担金、それから県負担金あったけれども、これの財源になっている。それから続いて、4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費711万7,000円の増であるが、神林学童保育所とさんぼく森のなかよし学童保育所の指定管理料の増によるものである。具体的には災害による利用料の返金に係る収入の減、配慮が必要な子どもに係る加配人件費など、精算により追加で増額をお願いするものである。次、5目児童福祉施設費、こちらは財源更正となっている。地方債、それからその他社会福祉基金繰入金など関係しているのだけれども、それらの財源更正だけがこちらのほうで計上されている。

福祉課長 次のページ、22、23P、災害救助費になる。8月3日からの大雨災害に係る避難所等運営経費等について、実績に基づいて減額をいたした。説明欄の1から4になる。以上だ。

#### 第4款 衛生費

(説明)

こども課長 次は、同じページであるが、4款衛生費、2項予防費、こちら財源更正であるけれども、子どもの医療費助成事業債ということで地方債のほうに補正があって、こちらの財源更正に影響している。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

こども課長 次は、34、35Pになる。11款災害復旧費、3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費の説明欄の1、こちらも財源更正である。先ほど歳入のほうで補助金、県の支出金のほうで3億1,162万円の減額があった。それから、地方債のほうでも9,000万円の財源減ということで、こちらの財源更正になっている。

#### 第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

介護高齢課長 4 P御覧ください。第2表、繰越明許費の3行目になる。3款民生費、1項社会福祉費、介護基盤整備事業経費9,700万5,000円だが、坂町病院が介護療養型医療施設から介護医療院の転換に係る施設経費である。新型コロナウイルス対応や物価高騰による資材調達の遅れ等により事業完了が翌年度になるために繰り越すものだ。以上だ。

こども課長 その次、児童福祉費一般経費の180万円、それからその次、通園バス運行経費240万円、こちら2件であるが、まず180万円については、送迎用の通園バスの安全装置設置費用に対する民間事業者への補助金に係る予算の執行について、年度内には完了することが見込めないため、繰越しさせていただくものである。国の補助制度の詳細について、当初1月中には示されるだろうというふうな見込みだったが、今のところまだ詳細が示されていない。示され次第事業は進めてまいるが、年度内にはちょっと無理なのかなというふうな状況になっている。それから、240万円については、同じく通園用バスの安全装置設置に係る費用であるが、公立保育園のバスの装置に物を購入して取り付けるための費用ということになる。繰り越す理由については、先ほどの180万円の理由と同じになる。それから、次のページになる。5 P目、下から4段目、災害復旧費の厚生労働施設災害復旧費、8.3大雨災害児童福祉施設災害復旧費3億2,671万4,000円であるが、こちらもあらかわ保育園、それから保内学童保育所、3月末の完成を目指していたものだが、3月中の完成が少し無理だというふうなことになって、事業そのものを繰り越すというふうなことになった。以上である。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質疑)

菅井 晋一 ちょっと難しくてよく分からないのだけれども、34 Pの財源更正なのだけれども、民生施設災害復旧費の県支出金と地方債が減って、一般財源が4億円増えたということなのだけれども、これは減ったのは繰り越したのだったっけ。

こども課長 今繰越明許費のほうでもご説明したように、事業そのものは繰越しさせていただきたいということである。それに伴って、繰り越さなければ令和4年度に入ってくるはずの県の補助金なのだが、これが令和4年度には入らなくなるので、歳入のほうではそれを減額いたした。その減額に伴って、この財源更正にも同じ金額が出てくるわけだが、繰り越すに当たって、財源を必ずつけなければならないので、代わりに一般財源をつけて繰り越すというふうなのがこの財源更正の中身になる。

菅井 晋一 補助金とかは繰り越されないわけなのだろうか。

こども課長 通常国庫支出金と県支出金あたりは繰越財源としては認められているものなのだが、このたびの災害に係る復旧については、国から査定を事前に受けている。その査定の際に、事業を繰り越すのであれば、令和4年度の歳入ではなくて、令和5年度の歳入にしてくださいということになった。これ令和4年度の歳入だとつけて繰り越せるのだけれども、令和4年度の歳入ではなくて、令和5年度の歳入にしてくださいということになったので、繰越財源としてはつけられないというふうなことになってしまった。

## 第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議なく、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第35号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

**日程第4** 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

### 第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 2項2目1節社会福祉費負担金だが、説明欄1、老人ホーム入所者負担金1,917万3,000円だが、やまゆり荘28名、胎内やすらぎの家5名分を計上した。説明欄2、老人ホーム入所措置費負担金1,640万5,000円だが、関川村からの入所者7名分を計上している。説明欄3から6までについては、例年どおりなので、省略いたす。

福祉 課長 続いて、説明欄の7、それと23、24Pの説明欄の8については、例年どおりである。説明は省略いたす。

こども課長 次、2節児童福祉費負担金である。説明欄の1、保育園入園者負担金については、園児数の見込み等から5,803万9,000円を計上いたした。前年度当初と比較して97万1,000円の減である。説明欄の2から4については、例年並みということで、省略いたす。説明欄の5、学童保育利用料については、利用児童数の増加見込みから、前年当初より73万2,000円増の2,112万円を計上させていただいた。説明欄の6、7、

8については、例年並みということで、説明を省略させていただく。

保健医療課長 3目衛生費負担金、説明欄2から6は例年どおりのため、省略させていただく。  
こども課長 説明欄の7、未熟児養育医療一部負担金28万7,000円についても、例年並みということで、説明は省略いたす。

#### 第14款 使用料及び手数料

(説明)

介護高齢課長 14款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、説明欄1、行政財産使用料5万5,000円だが、電柱設置に係る使用料である。

こども課長 次、2節児童福祉使用料の説明欄の1、2、3については、いずれも例年同様であるので、説明を省略いたす。

保健医療課長 3目衛生使用料、説明欄3の急患診療所使用料は、令和4年度の実績から見込んだ。説明欄4は、例年どおりのため、省略させていただく。

こども課長 次は、27、28Pになる。中ほどになるが、2項手数料の2目民生手数料、1節社会福祉手数料だ。説明欄の1、民生関係諸証明手数料については、項目計上だけの1,000円となっている。

#### 第15款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 続いて、29、30Pを御覧ください。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金、説明欄2、未就学児均等割保険料負担金は、それぞれ国2分の1の負担分を計上している。

介護高齢課長 説明欄3、低所得者保険料軽減負担金4,408万6,000円だが、介護保険料の所得段階、第1段階から第3段階の保険料について、公費で保険料を補填するものである。国負担分2分の1を計上している。

福祉課長 続いて、説明欄の4は例年同様なので、説明を省略いたす。説明欄の5、障害者自立支援給付費負担金であるが、障がい福祉サービス、補装具給付費に係る国庫負担金であり、補装具費の増額の見込みにより増額計上いたした。負担率は2分の1である。説明欄の6、障害者医療費負担金については、育成医療、更生医療、療養介護医療費に係る国庫負担金だ。更生医療の増額が見込まれるため、増額で計上いたした。負担率は2分の1だ。説明欄の7、障害児通所サービス費負担金、放課後等デイサービス事業等に係る国庫負担金である。負担率は2分の1となる。説明欄の8、生活困窮者自立支援事業費等負担金については、昨年度、新型コロナウイルス感染症強化事業で計上していた金額を令和5年度からこの事業費で見ることになったので、上乗せして増額となっている。

こども課長 次に、2節児童福祉費負担金になる。説明欄の1、児童扶養手当負担金については、令和4年度の実績見込みにより、前年度比20万5,000円減の6,336万1,000円を計上させていただいた。説明欄の2、児童手当負担金については、対象となる子どもの減により、前年度比2,100万円減の4億3,882万円を計上させていただいた。説明欄3、それから説明欄4については、例年同様であるので、省略いたす。説明欄の5、子育てのための施設等利用給付費負担金1,564万5,000円については、私学助成幼稚園の利用料や認定こども園、幼稚園の預かり保育利用料、それから認可外保育施設等の幼児教育・保育無償化に係る経費の国庫負担金である。こちらは、負担率は2分

- の1となっている。
- 福祉 課長 続いて、3節生活保護費負担金である。扶助費の増額に伴い、増額を計上いたした。負担率は4分の3である。
- こども課長 次の2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、説明欄1、未熟児養育医療費負担金については、例年同様であるので、説明省略させていただく。
- 福祉 課長 続いて、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金になる。説明欄1については、省略をさせていただく。説明欄2、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、相談内容が多様化しており、専門知識を持った職員の配置が必要であり、委託料の増額に伴う補助金の増である。説明欄の3については、省略させていただく。説明欄の4、社会保障・税番号制度システム整備等補助金については、医療費扶助のオンライン資格確認導入事業実施のための補助金である。補助率は10分の10となる。
- こども課長 続いて、2節児童福祉費補助金になる。説明欄1から3については、例年同様であるので、説明を省略いたす。説明欄の4、保育対策総合支援事業費補助金435万円については、保育園において新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために購入する衛生用品関係の経費、それから保育園の職員が新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業務に従事する際の時間外勤務等に対する国の補助金となる。補助率は2分の1である。次の説明欄5、次世代育成支援事業対策施設整備交付金880万円については、歳出でも説明いたすが、旧神納東小学校の校舎棟を活用して地域子育て支援センターを設置する工事に対しての補助金である。補助率は2分の1ではあるが、上限額が880万円となっている。
- 福祉 課長 続いて、3節災害救助費補助金、説明欄の1、被災者見守り・相談支援等事業補助金であるが、昨年8月3日の大雨災害により被災した方を対象に、見守り支援を令和4年10月から社会福祉協議会に委託している見守り支援センターに係る補助金である。補助率は2分の1である。
- 保健医療課長 続いて、31、32Pを御覧ください。3目衛生費国庫補助金、説明欄2から5は例年どおりのため、省略させていただく。
- 福祉 課長 33、34Pの一番上になる。2節児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務取扱交付金については、例年同様なので、説明省略いたす。

## 第16款 県支出金

### (説明)

- 保健医療課長 続いて、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金の内訳は、保険税軽減分4分の3、保険者支援分4分の1だ。説明欄2、未就学児均等割保険料負担金は、4分の1の負担分だ。説明欄3、後期高齢者医療基盤安定負担金は、低所得者に対し、保険料の軽減相当額を負担するもので、県4分の3の負担だ。
- 介護高齢課長 説明欄4、低所得者保険料軽減負担金2,204万3,000円だが、国庫支出金でも説明いたしたが、県が負担する4分の1について計上している。
- 福祉 課長 続いて、説明欄の5、6については、例年同様なので、説明省略いたす。説明欄の7、8、9については、国庫負担金と同様の内容であり、負担率が4分の1となっている。
- こども課長 その次、2節児童福祉費負担金である。説明欄の1、2、3については、例年同様

なので、説明は省略いたす。説明欄の4、子育てのための施設等利用給付費負担金782万2,000円については、幼児教育・保育無償化に係る経費の県負担金である。私学助成幼稚園の利用料や認定こども園、幼稚園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の幼児教育・保育の無償化に伴う県の支出金となっており、補助率は4分の1である。

- 福祉 課長 続いて、3節生活保護費負担金については、例年同様なので、省略いたす。  
こども課長 その次、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金、説明欄1、未熟児養育医療費負担金34万8,000円については、例年同様ということで、説明を省略いたす。
- 保健医療課長 2項2目民生費県補助金、説明欄1、老人医療費助成事業補助金は、例年どおりのため、省略させていただく。
- 介護高齢課長 説明欄2、3、4、5については、例年どおりなので、説明を省略いたす。説明欄6、介護基盤整備事業費補助金1,905万3,000円だが、介護医療院開設準備支援経費として、介護療養型医療施設1事業分を計上いたしている。説明欄7、市民後見推進事業補助金249万円だが、市民後見制度普及啓発事業の県補助金で、10分の10の補助率である。
- 福祉 課長 その次、説明欄の8、9、10、その次のページの11については、例年同様なので、省略いたす。  
こども課長 その続き、2節児童福祉費補助金になる。説明欄の1から4の4項目については、例年同様であるので、説明を省略いたす。
- 福祉 課長 3節災害救助費補助金、説明欄の1、被災者生活再建支援事業補助金であるが、8月3日からの大雨により住宅に被害を受けた世帯の支援金のうち、市支援金分に対する補助金である。補助率が3分の2となる。
- 保健医療課長 3目衛生費県補助金のうち、説明欄1、2については、例年どおりのため、省略させていただく。説明欄3、医療施設等設備整備費補助金は、病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入費に対するもので、補助率2分の1だ。令和5年度は、電動油圧式手術台や内視鏡システム、全身麻酔器の購入を予定している。あと、説明欄4、出産・子育て応援交付金については、令和5年の2月から開始した、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援に係る補助金だ。
- こども課長 次、説明欄の5、子ども医療交付金については、対象となる子どもの減によって、前年比432万円減の3,947万円を計上させていただいた。
- 福祉 課長 それでは、37、38Pを御覧ください。3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、説明欄の2については、例年同様なので、省略いたす。

#### 第19款 繰入金

(説明)

- 保健医療課長 41、42Pを御覧ください。19款繰入金、1項1目特別会計繰入金、説明欄1、2は名目計上のため、省略させていただく。
- 介護高齢課長 説明欄3、介護保険特別会計繰入金についての1,000円については、項目計上のため、省略する。

#### 第21款 諸収入

(説明)

- 福祉 課長 43、44Pになる。21款4項1目貸付金元利収入になる。1節民生費貸付金元利収入、

説明欄の1、災害援護資金貸付金収入になるが、これも8月3日からの大雨により被災した世帯に生活の立て直しのための資金を貸し付けているが、繰上償還の希望があるため、計上いたしている。

保健医療課長 5項1目民生費受託事業収入、2目衛生費受託事業収入は、例年どおりのため、省略させていただく。

こども課長 次、ページの下ほどになるが、6項雑入の5目過年度収入、1節過年度収入だ。説明欄の2、それから説明欄の3、いずれも1,000円だが、項目計上である。

介護高齢課長 45P、46Pになる。6項6目雑入、2節民生雑入だ。説明欄1であるが、例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 次の説明欄の2、3、4については、項目計上となる。

こども課長 次、説明欄の5、自動販売機手数料については、令和4年4月から開館している村上市屋内遊び場に設置している自動販売機の手数料である。説明欄の6から説明欄の9については、例年同様なので、省略いたす。説明欄の10、保育園副食費については、前年度比215万円減の2,608万9,000円を見込んだ。説明欄の11、保育園副食費、滞納繰越分については、前年度の実績見込み等から2万2,000円の計上となっている。

保健医療課長 3節衛生雑入、説明欄6、7については、例年どおりのため、省略させていただく。次のページ、説明欄8、各種教室参加料だけれども、こちらのほうは隔年で実施している食生活改善推進員を養成するための講座受講料だ。

分科会長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午後 0時04分）

分科会長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午後 1時09分）

歳入

第13款 分担金及び負担金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 使用料及び手数料

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 国庫支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第16款 県支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、87、88Pから御覧ください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費である。説明欄の1、2、それから次のページの説明欄の3については、例年同様なので、省略いたす。説明欄の4、生活困窮者自立支援事業経費であるが、就職、住居、家計管理など、生活全般にわたる困り事の相談窓口として、平成27年から社会福祉協議会に委託している事業の経費である。相談内容が多様化しており、専門知識を持った職員の配置が必要であるため、増額となっている。

介護高齢課長 説明欄6、介護職員人材確保推進事業経費434万8,000円のうち1行目、運転業務委託料3万3,000円だが、ハローワークと共催の事業になるが、高校生向け介護施設職場見学ツアーとして、就職を希望する高校生、介護職に興味のある高校生を対象に介護施設を見学してもらい、将来の就労につなげる事業である。その事業のマイクロバス運転手1名分の運転委託料になる。2行目、介護人材確保推進事業給付金355万円だが、介護福祉士、介護支援専門員または社会福祉士のいずれかの資格を有した大学、専門学校等を卒業し、新たに市内の事業所に勤務、就労した方、また資格を有する方で他市町村の介護事業所から市内の事業所に新たに勤務した人に、3年以上継続して勤務することを条件に、1人につき20万円を支給するものに加え、令和4年度から介護福祉士、介護支援専門または社会福祉士のいずれかの資格を取得した者や介護福祉士実務研修修了者、介護職員初任者研修受講者についても、新たに給付金を支給した。令和5年の2月1日現在で17件の申請があり、令和5年度は増額いたした。3行目、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金76万5,000円だが、介護事業所の職員のキャリアアップのための研修または資格取得の費用について助成を行うもので、1法人10万円を限度にし、費用額の3分の1を助成するものである。説明欄7、市民後見推進事業費300万円だが、1行目、成年後見制度利用促進協議会委員報酬であるが、本定例会に成年後見制度利用促進協議会設置条例を上程いたした。協議会委員の報酬として12万7,000円を計上した。2行目、受任調整会議助言者報償9万円であるが、受任調整会議は成年後見の申立ての時点で専門職後見人、法人後見、市民後見人の適切な選任に向けて行うものであり、これまでは市の職員等で行ってきたが、より専門性が求められる事案が増えてきたこともあり、また市民後見人の単独受任も視野に入れて弁護士や司法書士に助言を求めることが必要なために計上いたした。4行目、市民後見人養成講座業務委託料59万6,000円であるが、令和5年度、市民後見人養成講座と市民後見人養成講座修了者を対象としたフォローアップ講座を行い、修了者のモチベーションの維持を図る。事業は、社会福祉協議会に委託する。5行目、市民後見人育成支援業務委託料217万2,000円だ

が、市民後見人養成講座修了者が市民後見人として単独選任されるまでの経験を積むため、法人後見支援員、日常生活自立支援事業生活支援員として活動する者に対し、相談対応や訪問、書類の作成方法等について助言、指導を行う。事業は社会福祉協議会に委託する。

福祉 課長

続いて、説明欄の8については省略いたす。説明欄の9、障害福祉費一般経費であるが、前年度から357万7,000円増額となっている。主な増額の理由は、心身障害者福祉金の対象者の増及び令和4年度から実施した軽・中等度難聴者補聴器購入費助成の増によるものだ。次の91、92Pを御覧ください。説明欄の10、地域生活支援経費、これも前年度より1,408万7,000円の増額である。主な増額の理由は、障がい者計画等の策定のための審議会委員の報酬、費用弁償及び策定業務の委託料を計上したこと、日中一時支援事業など利用者の増加に伴う増額、日常生活用具給付費の増を見込み、計上いたした。説明欄の11、12については省略いたす。13、障害者自立支援経費であるが、昨年度比4,600万円ほどの増額になっている。障害福祉サービス費及び障害児通所支援サービス費の増、それと更生医療及び補装具費の増額を見込み、計上いたした。説明欄の14は省略いたす。次の93、94P、説明欄15については省略いたす。説明欄の16、運営費負担金であるが、昨年度比2,537万円の増ということで、下越福祉行政組合が運営する中井さくら園とひまわり荘の負担金だが、旧いじみの寮、いじみの学園解体事業元金償還が開始されたこと、燃料、光熱水費等の単価の上昇により1,649万5,000円、ひまわり荘の入所者の増及び燃料費等の上昇により887万5,000円の負担増である。次の説明欄17、18、19については省略いたす。

保健医療課長

続いて、説明欄21、国民健康保険特別会計繰出金4億3,128万2,000円は、国保特会歳入7款一般会計繰入金と同額を繰り出すものだ。

福祉 課長

説明欄の22については、職員8人分の人件費である。

介護高齢課長

2目社会福祉施設費であるが、95P、96Pを御覧ください。説明欄1、ゆり花会館運営経費2,222万4,000円は指定管理料になる。説明欄2、福祉の森経費については、例年どおりなので、省略する。3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費3,374万2,000円だが、長寿祝金、敬老会関係経費等を計上している。9行目だが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料125万円だが、高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画実態調査委託料総額の250万円のうち2分の1は介護特会の一般管理費から支出している。説明欄2、生きがい活動支援経費16万円だが、前年度比364万7,000円の減額となっているが、鍛冶町にある村上市コミュニティデイホームを令和4年度末をもって廃止し、観光課に所管替えしたことによる減額になる。説明欄3から4までは例年どおりなので、省略いたす。説明欄5、避難行動要支援者支援経費463万円だが、6行目、個別避難計画作成委託料330万円を計上している。令和4年度の予算額は75万円で、255万円の増額となっている。令和3年度の災害対策基本法の改正によって、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、本市でも優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進していくため、介護、福祉関係者に個別避難計画の作成を委託している。国のほうでは、優先度の高い方の個別避難計画の作成を令和7年まで行うという方針を示しており、本市も令和7年度までに計画的に行う予定であったが、昨年8月3日からの大雨による災害等から、個別避難計画の作成を含めた避難支援体制が急務になっていることから、令和5年度にハザードマップ上の危険区域等を考慮しながら、集中的に作成を推進していきたいと考え、それに伴い介護福祉関係者に委託する作成件数が大

保健医療課長	幅に増加したものである。欄6、介護支援経費は例年どおりなので、省略する。説明欄7、高齢者生活支援経費2,956万1,000円だが、各種高齢者支援事業の関係経費を計上しているが、事業内容及び予算額については、令和4年度とほぼ同額である。説明欄8、老人医療費助成経費だけれども、こちらは例年どおりのため、省略させていただく。
介護高齢課長	説明欄9、老人保護措置経費1,905万2,000円だが、入所判定委員会委員報酬と胎内やすらぎの家の入所者措置費である。
保健医療課長	説明欄10、後期高齢者医療広域連合負担金については、昨年度より2,577万9,000円増の7億7,251万9,000円を計上している。
介護高齢課長	説明欄11、介護基盤整備事業経費、施設開設準備経費等支援事業費補助金だが、歳入においてご説明したとおり、介護療養型医療施設1事業所分への補助金として1,905万3,000円を計上している。説明欄12は例年どおりなので、省略させていただく。
保健医療課長	説明欄13、後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期特会で説明した歳入3款の一般会計繰入金と同額を繰り出すものだ。
介護高齢課長	説明欄14、15も例年どおりなので、説明を省略いたす。4目老人福祉施設費であるが、各施設の指定管理料等を計上している。説明欄1、2については、例年どおりなので、省略する。次のページになるが、99P、100Pになる。説明欄3、老人ホーム運営経費、指定管理料1億1,049万2,000円であるが、養護老人ホームやまゆり荘の指定管理料である。指定管理期間の更新により、指定管理料を変更している。説明欄4、老人介護施設経費3,515万2,000円は、デイサービスセンターの不時修繕費、あと指定管理料については上海府デイサービスセンター、工事請負費としてはデイサービスセンターきわなみ荘における浴槽取替え工事、空調設備、給水管設備改修工事及び高圧ケーブル取替え工事で計上している。説明欄5、荒川いこいの家経費1,100万円であるが、8月3日からの大雨による被害を受けたことにより、荒川いこいの家の解体費を計上している。
こども課長	次、2項1目児童福祉総務費である。説明欄の1、児童福祉費一般経費だが、事務補助員の人件費のほかは、主なものとしたしては子育て応援タクシー利用補助金5万円、それから保育士資格取得支援補助金70万9,000円となっている。次、説明欄の2、家庭児童相談経費621万6,000円であるが、こちらは家庭児童相談室の相談員2人分の報酬等になっている。また、上から6段目の育児・家事援助委託料については、適切な養育の実施が難しい要保護、要支援児童宅へヘルパー等が訪問し、具体的な家事援助や育児支援を行う事業となっている。次は101、102Pを御覧ください。説明欄の3、児童虐待・DV対策等総合支援事業経費については、家庭児童相談室の事務補助の報酬等になっている。説明欄の4、ことばとこころの相談室経費については、養育指導員4人と、養育指導助手2人の報酬と人件費を主に計上している。説明欄の5、子育て事業関連計画策定経費401万9,000円については、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて子ども・子育て会議の開催を4回予定し、委員の報酬等を計上したほか、計画策定のための子育て世代を対象としたニーズ調査のコンサルタント業務に係る委託料を計上している。こちらは2年度にまたがる経費になっていて、後ほど債務負担行為のところでも設定がある。
福祉課長	続いて、説明欄の6、特別児童扶養手当経費については、例年同様なので、省略い

こども課長

たす。

次、説明欄の7、児童福祉総務費職員人件費、それから説明欄の8、ことばとこころの相談室職員人件費については、人件費なので、省略いたしたいと思う。続いて、103P、104Pを御覧いただきたいと思う。2目母子父子福祉費の説明欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費については、令和4年度の実績見込みにより、前年度より1万3,000円少ない3,299万6,000円を計上いたした。説明欄の2、児童入所施設措置経費は、令和4年度の母子生活支援施設入所実績見込みにより207万4,000円を計上いたした。説明欄の3、児童扶養手当経費については、令和4年度の実績見込みにより、前年度比59万3,000円減の1億9,038万3,000円を計上いたした。説明欄の4、母子家庭等対策総合支援事業経費については、前年並みの260万円を計上している。続いて、3目児童措置費である。備考欄の1、保育園運営経費については、前年度比3,690万7,000円増の11億7,645万1,000円を計上いたした。主なものといたしては、保育園の会計年度任用職員に係る報酬が前年度比3,530万5,000円増の3億5,954万5,000円、あらかわ保育園及び向ヶ丘保育園、みのり保育園に係る指定管理料が4億9,248万円、保育園設備等の改修に工事請負費500万円を計上している。続いて、105P、106Pを御覧ください。説明欄の2、通園バス運行経費については、通園バス12台分の経費として5,992万2,000円を計上いたした。内容については例年同様である。説明欄の3、子育て支援センター事業経費については、前年度比96万6,000円増の2,527万7,000円を計上いたした。増の主な理由といたしては、ファミリーサポートセンター総合援助活動の助成金について、前年度当初比108万円増の240万円を計上いたしたものである。そのほかは大体例年並みである。説明欄の4、子育て世代包括支援センター事業経費については、300万1,000円を計上いたした。主なものといたしては、保育士資格のある会計年度任用職員1人に係る報酬等の人件費となっている。次のページ、107、108Pを御覧ください。説明欄の5から説明欄の9までは例年同様のため、説明を省略させていただく。説明欄の10、病児保育事業経費については、むらかみ病児保育センターとあらかわ病児保育センターの指定管理料のほか、あさひ病児保育室に対する事業費補助金を計上している。前年度比84万4,000円増の4,652万4,000円となっている。説明欄の11、子育てのための施設等利用給付事業経費だが、これは私学助成幼稚園の利用料や認定こども園、幼稚園等の預かり保育利用料、認可外保育施設等の幼児教育・保育無償化に伴う利用料への給付に必要な教育費といたして3,129万円を計上いたした。説明欄の12、私立幼稚園運営経費については、私学助成を受ける新制度未移行幼稚園に係る経費である。実費徴収に係る補足給付事業補助金について、幼稚園での実費徴収となる食材料費のうち、一定の基準を満たす園児の保護者に対して、おかずやおやつ等の副食費の一部を助成するための経費として208万1,000円を計上いたした。説明欄の13、児童手当等支給経費については、支給対象児童の減により前年度比3,181万9,000円減の6億3,466万2,000円を計上いたした。続いて、109、110Pを御覧ください。説明欄の14、児童措置費職員人件費及び説明欄15、保育園職員人件費については省略いたす。続いて、4目学童保育費の説明欄1、学童保育経費については、前年度比1,093万円増の1億3,793万4,000円を計上いたした。主なものといたしては、会計年度任用職員に係る報酬が前年度比940万1,000円増の6,978万8,000円、神林学童保育所、さんばく森のなかよし学童保育所に係る指定管理料が4,216万2,000円である。続いて、111、112Pを御覧ください。5目児童福祉施設費である。説明欄の1、屋内遊び場経費に

については、人件費、光熱水費、委託料など村上市屋内遊び場の運営に関する経費といたして1,010万5,000円を計上している。説明欄の2、児童遊園施設経費については、例年同様であるので、省略いたす。説明欄の3、子育て支援拠点施設整備事業経費については、旧神納東小学校の校舎棟を子育て支援の拠点施設として整備を行っていくものである。令和5年度については、学校施設から児童福祉施設への用途変更に係る経費、それから共通部分に係る改修、それから子育て支援センターの整備を行うための工事などが主な内容となっている。

福祉 課長

続いて、3項1目生活保護総務費、説明欄の1、それと次のページの説明欄の2については省略いたす。2目扶助費、説明欄の1、生活保護扶助費であるが、昨年度の実績や生活保護受給世帯の動向を勘案し、計上いたした。令和3年度の月別平均世帯数は479世帯だったが、令和4年度は489世帯になる見込みのため、令和5年度についても増加傾向にあると見込み、住宅扶助、医療扶助、施設事務費で2%程度の増額を見込んだ。生活扶助については、決算見込みにおいて減少傾向にあるため、昨年度より376万円ほど減額している。なお、令和5年2月現在の被保護世帯については488世帯、631人である。続いて、4項1目災害救助費、説明欄の1は省略いたす。説明欄の2、8.3大雨災害被災者生活再建支援事業経費であるが、大雨の災害により住宅に被害を受けた世帯の方に支払っている支援金のうち市支援金分である。補助率は3分の2となっている。説明欄の3、これも大雨災害だが、被災者支援等事業経費については、被災者が安心して日常生活が営むことができるよう、見守りや専門機関へつなぐ支援事業を行う経費を計上いたした。社会福祉協議会に委託して、相談員2名と県費対応の統括相談員1名を含め、計3名体制で実施している。

#### 第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長

続いて、4款1項1目保健衛生総務費だが、医師確保に向けた新たに新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金として、県と連携した北里大学医学部地域枠の費用負担金300万円を計上している。6年間で県が2,160万円、市は1,500万円だけれども、初年度は300万円の負担となる。卒業後9年間のうち市内の病院に5年間勤務することが条件となっている。続いて、115、116Pを御覧ください。説明欄2、健康づくり経費163万7,000円だが、令和5年度は第3次健康むらかみ21計画・食育推進計画の策定を予定している。そのため健康づくり推進対策委員会を4回予定しているし、計画策定のための講師派遣代として11万円を計上している。説明欄3は、例年どおりのため省略いたす。

福祉 課長

説明欄4、精神保健経費については、例年同様なので、省略いたす。

保健医療課長

説明欄5、出産・子育て応援事業経費は、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援に係る経費だ。説明欄8については、人件費のため、省略させていただく。続いて、2目予防費、説明欄1、生活習慣病予防対策経費は、例年どおりのため、省略させていただく。117、118P、説明欄2、歯科保健事業経費だけれども、昨年度より増額となっているが、令和5年度歯科保健計画策定業務委託料と成人歯科検診の対象に25歳、35歳を追加することによる増額だ。説明欄3、予防業務経費は、昨年度より996万円ほど増加しているが、その理由としては、乳幼児・児童生徒予防接種委託料が子宮頸がんワクチンの接種による増額になる。説明欄4は、例年どおりのため省略させていただく。

こども課長 次の説明欄5、子どもの医療費助成経費については、対象者の減少により前年度比418万3,000円減の1億3,174万8,000円を計上いたしました。

福祉課長 説明欄6、精神障害者医療費助成経費については、例年同様なので、省略いたす。

こども課長 次の説明欄7、未熟児養育医療給付経費についても、例年同様であるので、説明を省略させていただきます。

保健医療課長 続いて、119、120P、説明欄8、母子保健経費だが、主に産婦健康診査と新生児聴覚検査の費用助成に係る経費による増額になる。説明欄9、10については、例年同様のため、省略させていただきます。続いて、123、124Pを御覧ください。5目保健衛生費、説明欄1、保健衛生施設経費は、朝日保健センターの維持管理費に係る経費となる。これは、燃料費等の高騰により増額になっている。7目診療所費、説明欄1、急患診療所経費は、例年どおりのため省略させていただきます。以上だ。

### 第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

こども課長 それでは、続いて債務負担行為のほうになるが、8P御覧ください。第3表、債務負担行為である。3段目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料については、令和5年度から令和6年度までの2年度にまたがる契約を締結する予定であることから、債務負担行為を設定させていただくものである。次の4段目、保育園職員腸内細菌検査業務委託料、それから5段目の保育園通園バス運行业務委託料については、令和6年度4月からの業務について、令和5年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を、これは毎回設定させていただいている。6段目の保育園通園バス購入費については、こちらは令和6年度に納入する保育園バスの購入契約について、令和5年度中に締結させていただくため、債務負担行為を設定させていただくものである。以上だ。

保健医療課長 続いて、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金だけれども、こちらについては6年間になるので、令和6年度から令和10年度まで、今年度の負担金を差し引いた金額を債務負担行為させていただきたいと思う。

歳出

### 第3款 民生費

(質疑)

鈴木 好彦 90Pをお願いできるだろうか。90Pの説明欄の7、市民後見推進事業経費という項目計上されているが、これふだんの生活の中では、ほとんどこの問題についてはなかなか関心示されることはないのだけれども、一旦必要だと思うと実はどこへどう相談したらいいのかということがちょっと分かりにくいところがある。この中に啓蒙普及費みたいな形の事業費がちょっと見受けられないのだが、どういう形で市民に対してのアプローチをしているのだろうか。

介護高齢課長 先ほど成年後見制度利用促進のための中核機関の設置ということで、そこにおいて村上市と社会福祉協議会で成年後見制度利用促進のために相談の窓口の周知であったり、そういう活動を行っている。成年後見の利用については、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会のほうに相談していただければと思うが、先ほど委員が言われたように、どこに周知していったらいいかというのが分からないというのが市民の方の現状であれば、本当に私たちのほうでもう少し周知活動のほうをきちん

と行いたいと思う。

鈴木 好彦 社会生活しているうちにいろんな窓口があるのは分かるのだけれども、やはりなじみのあるところに行くとしっかり相談してもらえるなど、行けばワンストップで教えてもらえるような、そういう体制をぜひ構築していただきたいと思う。以上だ。

富樫 雅男 今の後見制度なのだけれども、今年度の利用者というのはどれくらいあったのか。  
介護高齢課長 市民後見については、現在養成中ということであって、まだ単独受任に向けて活動はしていないので、令和6年度を目指して今活動している。

鈴木 好彦 114Pちょっとお願いできるか。これの4款の1の1、説明欄1の下から3行目の1億2,000万円計上されている公的病院等運営費補助金とある。先ほど私聞き逃したのかもしれないけれども、もう少し具体的にお願いできる・・・4款行ってしまったのか。

長谷川分科会長 ここは衛生費だ。

鈴木 好彦 頭に3款あるものだから、ごめんなさい。では、後で聞く。すみませんでした。

木村 貞雄 94Pの、福祉課長に細かいことを聞くのだけれども、16の運営費負担金、これ一部事務組合の中井さくら園の関係、毎年出てくるのだけれども、今ほどの説明では解体がいっぱいあるような関係なのだけれども、その解体費だけどのぐらいのか分かるか。分からなければ後でいいけれども。それと、村上市だって前に一部事務組合あったのだけれども、そういった建設とか、そういう何かがある、まず負担割のパーセントを知りたいのだけれども、人口割とか利用割とか、そういったこと、この管内で一律にパーセントも出しているか。

福祉 課長 具体的な数字についてはちょっと後でご説明するが、中井さくら園、ひまわり荘もそうなのだが、利用している方が出身した住所地というか、そこでの負担割合になるので、村上市、胎内市、新発田市、関川村、それから新潟市の一部も入っている。

木村 貞雄 これ情報としては、福祉課長、この事務組合っていつまでもやっているという感じか。

福祉 課長 一応財政の計画上であれば、令和17年度まで今は出ているが、やめるとか廃止するとか、そういうような情報は入っていない。

木村 貞雄 それと、もう一つ、96Pの4番の高齢者就業の関係で、シルバー人材センターの補助金の関係でお聞きするけれども、今年からインボイス制度始まるのだけれども、その関係で、シルバー人材センターとのインボイス制度に入った場合の負担もあるので、その辺の話合いというのはずっとしてこなかったか。何かやっているか。この補助金には何も影響していないか。

高齢者支援室長 シルバー人材センターとのインボイスに関係した協議のお話なのだけれども、インボイスに関しては、この補助金のところには影響はない。シルバー人材センターのほうでは、インボイスに関して、これまで一部積立金をしているというふうなお話を聞いている。一部積立金を充当して、インボイスに対応するようなお話を聞いている。

木村 貞雄 その調整という中身はあまり分からないか、こっちのほうでは、介護高齢課では。

高齢者支援室長 インボイス税率なのだが、経過措置で徐々に上がっていくものだと認識していて、当初はインボイスの関係で税率が低いときにはシルバー人材センターのほうの積立てを充てていくというふうには聞いているが、その後は価格のほうに転嫁しないと聞けないというような話は聞いているが、具体的に金額だとかについては今のところまだ聞いてはいない。

木村 貞雄 下のほうの児童福祉費の子育て応援タクシー利用補助金、令和3年度のときも言ったと思うのだけれども、たしか決算で1万7,000円ぐらいしか使っていないので、前にも言ったことなのだけれども、これ実際検証しての予算額上げたのか。

こども課長 決算認定のときも同様のお話たしかいただいた気がしている。今回の5万円については、妊婦さんの分、2,500円の10回分、それから病児の分、2,500円の10回分ということで、実績を見ながら今回5万円の予算を計上させてもらったのだが、それで制度といたしては、3年目を今度迎えることになるので、制度の内容について、まずこういう補助制度については3年ごとに大体見直しというか、その内容を検証していつているので、令和5年度にそういった作業もしていこうかということである。この5万円については、近況を参考に組み合わせていただいたものである。

富樫 雅男 96Pの一番下なのだけれども、外出支援サービスというのはストレッチャーなんかを使った介護タクシーというか、それだと思っただけだけれども、その上の外出支援送迎サービス事業というのは、これ教えていただけるか。

介護高齢課長 まず、一番下の外出支援サービス委託料については、タクシー券を利用して、タクシー券を使って外出するというサービスになる。その上の外出支援送迎サービス事業委託料については、こちらは山北地区、朝日地区の寝たきり高齢者を、山北地区だと寝たきりの高齢者の移送サービスであったり、山北地区のほうはタクシー会社が撤退したということもあり、市のほうで医療機関の受診が困難な方に対して、市のほうで車を所有して、外出支援のサービスを行っているというものになる。

富樫 雅男 もう一つ、100Pの、何回も出てきた荒川いこいの家、これ解体経費1,100万円あるけれども、これは解体した後、その土地はどういうふうにするお考えか。

介護高齢課長 今回廃止条例のほうを提出して、そちらのほうが可決されたら、新年度になったら解体のほうを始めたいと思う。解体したら更地になる、土地だけ残るわけだけれども、今後あそこで新たな事業を展開するとか、そういうことは考えていない。これは当課の考えで、決定したものではないが、もし有効的に活用していただければ、売却ということも検討していきたいと思う。

鈴木 一之 88Pの民生児童委員経費で民生委員の推薦会云々ということであって、先般も私も推薦委員の一人として、ある町内から辞退ということが届いていて、その後民生委員の成り手というのがなかなか難しい現実であって、改選というか、新たに入った方々も含めて、今の現況でやっぱり不足している状況であるだろうか。そこら辺りどうだろうか。

福祉 課長 令和5年2月1日現在であるが、市全体で定数が164、これ地区担当の民生委員だが、決まっているのが142、未定が22になる。主任児童委員については、定数14で全て決まっている。

鈴木 一之 そうということであると、辞退の方もいたという現実あったもので、その辺りも含めてこれからいろいろと情報提供しながら、周知徹底していただければと思っているので、よろしく願いいたす。続いて、94Pであるが、これ発達障がい者支援ということの中で、福祉避難所の件でちょっとお伺いしたいと思うのだが、一応福祉避難所というのはまず第1次で指定されているところがあって、それで、放デイとか、そういうところの施設の避難所というような認識というか、2次避難所ということになるのだろうかけれども、その辺りの指定みたいなことで、村上市で今放デイは各所もあるのだが、そこら辺の現況下を踏まえた形の中の指定というようなところにはならないだろうか。

福祉 課長 今ほどのご質問だが、放課後等デイサービスの事業所を福祉避難所として利用するということだろうか。ちょっと今のところまだそこまで考えてはいないのだが、宿泊をどうしても必要になってくるので、その辺もあるかなとは思っているが、ちょっとまだ今のところ放課後等デイサービスの施設を福祉避難所として使うという協議にはまだ至っていない。

鈴木 一之 独自の中で、例えば日中等々でそこで来られている方が、子どもたちとかが中心に、避難するときにもなかなか難渋なところもあったりしているので、その辺りをカバーする意味で、一時的にやはりそのところを避難所として認識をさせていただいて、そしてまた次につなぐというような、そういうことはできないものなのだろうか。

副 市 長 ちょっと所管を超えたお話のようにお聞きをした。恐らく総務課としての総合防災、そしてまた避難の在り方に通ずるようなお話かなというふうにお聞きをいたしたので、そういったご意見があったということをもまずは受け止めさせていただいて、なお検討をしてみたいというふうに思う。

鈴木 一之 94P、同じくなのだが、障がい者福祉団体の助成補助ということで、手をつなぐ会ということでそこに表れておるのだが、先般村上総合病院の知的障がい者への対応についてということで会員からのアンケートを聴取して、その結果村上総合病院に行くことについてのいろいろアンケート調査に基づいた形でやっぱり不自由している点があるというようなお話があったのだが、そういう手をつなぐ育成会等々で年次的に総会とか、そういうところにあったときには福祉課としてもそちらのほうに顔を出されて、そしてそういうことも含めた格好の中で要請というか、そういう意見を打診するよというような格好は取られているのだろうか。

福祉 課長 手をつなぐ育成会ははじめ障がい者団体については、総会等には福祉課のほうでその都度お邪魔させていただいている。ただ、今ほど副分科会長さんがおっしゃられた、村上総合病院を利用するに当たってということについては、ちょっとまだ承知していなかったもので、後ほど細かい内容を確認したいと思う。

鈴木 一之 そういうことで活動報告というものが私のほうのところにも上がっていたものなので、そのときにやっぱり要望事項を聴取して、市もそこに一緒になって、その要望を達成するような格好の中継ぎをしていただくのかなと思っていたので、そういうお話をさせていただいた。よろしく願いいたす。

木村 貞雄 96Pの、介護高齢課長にお聞きするけれども、一番下のほうの緊急通報システム運営業務委託料なのだが、これ予算少し減っているのだけれども、割と利用しやすいような関係なのだけれども、この減っている要因は何か。

介護高齢課長 確かに令和4年度の予算が443万6,000円ということで、約70万円くらい減っているのだが、緊急通報システムの減額した理由としては、何かあったときに緊急に行ってくれる支援者がなかなか見つからないというような問題もあって、計画していたより減っているのだけれども、そのために令和4年度に給付という形で緊急通報システムをまた給付することにした。そうすると緊急の連絡先だとか、そういうのをつけなくても、遠方にいる家族とかに直接つながるような緊急通報システムを給付という形で渡している。やはりなかなか連絡員というところが見つからないというところが課題で増えないのかなというふうに思っている。

木村 貞雄 今ほど聞いていると、要するに協力員だろう、それは何名要るのか。

介護高齢課長 協力員は2名の登録が必要だ。

- 木村 貞雄 介護高齢課長 その辺の緩和は考えられないのか。  
 実際協力員は2名というふうになっているが、中にはもう1名くらいしか登録できないという方もいらっしゃると思う。でも、その方が1名だけの登録であると、その人が不在なときに駆けつけられないというのがあるので、一応2名というふうに登録していただいている。
- 菅井 晋一 福祉 課長 障がい者福祉についてお尋ねするが、通院とかで利用できるタクシーのタクシー利用券か、あると思うのだが、その仕組みをちょっと教えてください。
- 福祉 課長 障がい者の福祉タクシーについては、身体障害者手帳1級から3級までの方、それと療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方に対して、年間で24枚のタクシー券を発行している。料金については、昔でいうと小型運賃というか、初乗り料金というか、それを1枚当たり補助するという形になっている。
- 菅井 晋一 福祉 課長 私が言いたいのは、結局朝日の高根に住んでいる人も、村上市内にいる人も、同じ24枚なわけだよね。片や10回も利用できるのに、片や2回も利用すれば、あとなくなってしまう、これはやっぱり不平等でないかなと思うのだけれども、何とか対応はできないだろうか。
- 福祉 課長 確かに今ほどの件については、うちのほうでもいろいろ検討はしているのだけれども、朝日地域に限らずいろんなところで、医療機関まで遠いとか、そういう声も聞いてはいる。どこで線引きするかという話になるので、では朝日地域だから2倍やるとか、山北だから3倍やるとか、ちょっと決め切れない部分もあるし、障がい者の場合は通院に限らず利用できるということになっているので、通院の医療機関に関しても、その人のどこにかかるかというのは自由なわけなので、その辺も考えてなかなか今すぐ増やすというようなことはちょっと今のところ考えていない。
- 菅井 晋一 福祉 課長 これから検討をお願いしたいと思う。私もそういうことを希望されて、やっぱり行く病院は完全に決まっているので、はっきりしているわけだ。だから、かわいそうだなというふうに思ったので、今日言わせてもらった。ご検討をお願いします。
- 木村 貞雄 子ども課長 子ども課長にお聞きするけれども、112Pの3番の子育て支援拠点施設、これは担当課ではどこまでどんなふうにするという今のところの考えをお聞かせ願いたいと思う。
- 子ども課長 令和5年度については、先ほど申し上げたように、学校施設を児童福祉施設に変えるための工事と、それから共通部分の改修工事、それから子育て支援センターの部分を改修するための工事というふうなことが主な内容になっているが、その以降ということである。まず、学童保育所、それをまず整備したいということを考えているし、それから将来的にことばとこころの相談室も向こうのほうに統合していきたいと。それから、子育て支援団体の方が使えるような部分を整備していきたいということもあるし、それから多目的に使える体験学習的に使える場所、そういったものも、ちょっとこれも要望も多くあったので、整備していきたいと。校舎の中については、そういった形でいろいろなものを整備していきたいと思うし、それから屋外についても、今年度4月から屋内遊び場は整備させていただいたが、屋外の遊具というものは実は根強いご要望がある。そういったあたりも合わせて整備していきたいというふうに考えているところである。
- 長谷川分科会長 富樫 雅男 この件に関しては、これから協議会で説明受けるから。  
 106Pの説明欄の2項だけれども、通園バス運行経費、これ運転業務委託料が大分増えているのかなと思うのだけれども、これの要因は分かったら教えていただけるか。

ちょっと私間違いかもしれないけれども、令和3年度は3,000万円と70万円だったのだけれども、2年で53%ぐらい上がっているのではないかな。

長谷川分科会長 誰か答えられる人いないの。

こども課長 少々お待ちいただけるか。

長谷川分科会長 では、終わってから答えてください。

分科会長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午後 2時08分）

分科会長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午後 2時23分）

こども課長 それでは、先ほどの通園バスの件である。令和4年度と比べて、令和4年度の当初予算額が3,236万1,000円、約1,450万円くらい増えているというふうなことのご質問である。まず、令和4年度の予算については、これ債務負担行為のところでも上がっているが、実は前年度のうちに来年度分を契約するというので、前回は12月に実際契約ができた。その金額で予算の要求額を調整というか、減額した結果が3,236万1,000円という形で出ている。今年度については、同じようにちょっとできなくて、契約自体が2月になっている。予算の要求額の調整自体ができなかったので、積算の額で予算要求して、この4,688万2,000円なのだが、ただ実際2月の契約の実績についても、4,450万円ぐらいの金額での契約になっている。やはり人件費とか、それから燃料費とか、そういった物件費的なもの、こういったものの高騰などが影響しているのではないかとは思われるけれども、一つ一つの中身、詳細まで入札に当たって分析はしていないので、あくまで推定の範囲ではあるが、そういう物価高騰なども影響しているのではないかということが想定される。

富樫 雅男 燃料費はまた別にこれあるので、ちょっと燃料費は違うかなと思うのだけれども、これは委託先はどちらか。

こども課長 令和4年度、株式会社イドム、令和5年度も株式会社イドムというところになる。  
富樫 雅男 副市長、この前の総務文教常任委員会分科会でも、スクールバスについてもこれ議論になったけれども、やはり市内の業者、そういう委託先を育てていくということは非常に重要なことではないかなと思うので、ぜひお願いいたす。

副市長 まず、今の説明で、予算編成時期による原因ということもあったというふうに説明させていただいたので、そこはご承知いただきたいというふうに思う。なお、市内業者をとということであるが、正当な入札行為によって業者が決まるということがあるわけであるので、今後入札においては地元事業の皆様方にもご参加いただけるように、なお呼びかけをしながら進めてまいりたいというふうに思う。よろしくお願

鈴木 一之 104Pの保育園運営経費等々なのだが、新年度に関しては、入園希望者の皆さんの意向は届いているだろうか。

こども課長 新年度、年度当初については、今のところまだ調整中の部分もあるが、おおむね入園していただけると、まず入園率そのものは皆様に入ってもらえるというような今の見込みである。

鈴木 一之 よろしくお願いたす。そして、保育士さんの新規採用の人数と、また現場復帰と

こども課長 　　どうか、復職される保育士さんも合わせてどのような格好になっているだろうか。新たな採用自体はまだ内示中なのだろうか、新採用については、予定の人数は、5人見込まれるかなというところだ。それから、復帰される方については、ちょっと出入りがあるので何ともはっきりあれなのだが、七、八人ぐらいは復帰される方がいるのではないかと思うが、ただ刻々と日々実は人数増減あったりして、4月1日の時点だともう少し減る可能性はあるかなというのが実際だが、ただ令和4年度当初に比べれば、実働的にはやはり10人ぐらいは増えるのではないかと思う。

鈴木 一之 　　あわせて、これ懸念材料というか、潜在保育士さんの資格ある人たちの掘り起こしも併せて、なかなか難しいところあったと思うが、引き続きその辺りもお願いしたいと思うが。

こども課長 　　潜在的な保育士さんについても、掘り起こしは常々やっているし、OBも含めてお声がけさせていただいたりしている。ただ、なかなか実績が上がらないというのがちょっと実態としてはあるが、ただ根気よく続けてまいりたいと思う。

福祉 課長 　　先ほどの木村委員の質問に対してよろしいだろうか。

長谷川分科会長 　　どうぞ。

福祉 課長 　　先ほど下越福祉行政組合の負担割合についてご質問あったが、人口割が50%、入所者数割が40%、均等割が10%ということで算定されている。なお、先ほど構成市町村申し上げたが、再度申し上げる。新発田市、新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村と村上市になる。この中で先ほど言った割合に応じて算定をするということになっている。また、解体の経費であるが、令和5年度については、全体で約2,057万3,000円が全体での金額になる。総合計というか、解体費用ということになると、全部で1億3,440万円ほどかかっているということなので、この分が毎年のように負担金ということで請求がある。以上だ。

(副分科会長、分科会長と交代)

長谷川 孝 　　ちょっと1つだけ聞きたい。108Pの地域型保育事業運営経費というのは、これ民間の小規模保育の部分も含んでいたと思うのだけれども、知り合いのところのことでちょっと聞きたいのだけれども、例えば園長さんやられている方がリタイアしたりして、8人の1歳児を保育するのに、通常3人の保育士と1人のパートで一応賅って運営していたと。でも、今実際2人保育士を募集しているところがあるのだ。その場合例えば期限内に決まらなかった場合には、8人の保育はできないわけだね。そういうときの保育士不足というのが、民間に実際募集しても応募がなかった場合というのも考えられるわけだろう。そういうとき行政としては、何か知恵を貸すようなことをやっているだろうか。

こども課長 　　人材、市のほうもなかなか募集が思うようにいかずにまず困っているということであって、知恵というもの自体はちょっとお貸しできるものもないかと思うのだが、どこのことか大体何となく分かるのだけれども、実際のところは年度の途中でもし保育士が見つかったとする。そうすると、年度の途中で新たに園児をお任せするようなことも当然出てくるかと思うので、そういった形で人数調整をまたさせていただくようなこともある。なので、こちらといたしても、なるべく園児を預けるところを多く確保したいこともあるので、ぜひとも保育士さん見つかったいただければなどというふうに思っているし、経営の方とも、そういった話で調整はずっとさせていただくよという話はさせていただいている。

(分科会長、副分科会長と交代)

#### 第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 好彦 それでは、先ほどちょっと言ったけれども、114P、下から3行目の公的病院等運営費補助金なのだけれども、公的病院なのだそうだが、限られてくるのだろうかけれども、どういうさらに補助を行っているのかということをお願いする。

保健医療課長 公的病院等運営費補助金については、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、公的病院である、ここで言えば村上総合病院に補助金を出している。財源は特別交付税となっている。

鈴木 好彦 公的病院の中に村上総合病院が入るといえるのは、私の新しい認識だったので、分かった。それでは、次のページちょっとお願いできるだろうか。116P、説明欄の5番目、出産・子育て応援金、これ今日審議した条例によって反映されてくるものかなと思うのだけれども、48万8,000円だったっけ。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木 好彦 いやいや、それではないのだ。そうではなく、そのことに関連して、少し前に糸魚川市がお産を扱う診療機関がなくなったので、よその市へ行ってくれよというような報道がされていた。それから、今日の日報に新潟の秋葉区と、それから長岡市に、今度はできたよという話が載っていた。そういう話が話題になっているような状況の中で、本市が新しく生まれてくる子、二百五、六十人毎年いるやに聞いているけれども、この子たちにとって、うちのお産を扱う診療機関がどういう状況にあるのか、ちょっとお話しただけだろうか。

保健医療課長 村上市内の妊婦さんが出産される医療機関としては、村上総合病院や、あと新発田市にある開業医、2つあるけれども、富田産科婦人科クリニック、関塚医院、こちらのほうが主に、そのほかいろいろ新潟市とか鶴岡市のほうもあるけれども、主に出産される医療機関はこの3つが多くなっている状況にある。

鈴木 好彦 私母親になったことないので、分からないのだけれども、妊婦さんが新発田へ行くよ、新潟へ行くよと、そこしか行く選択肢がないから行くのだろうかけれども、そういう環境というのを行政で危機感お持ちではないのだろうかということをお聞きしたいのだ。

保健医療課長 今の妊婦さんに関しては、ロコミとかでこの医療機関はいいよとか、そういう形があるので、必ずしも、地理というか距離にこだわる人もいるかと思うけれども、中には遠方でも個室がいいだとか、いろいろ食事の面がこうだとか、やはりロコミで選んでいる状況にあるのかなというところも感じている。

鈴木 好彦 門外漢なものだから、私の一方的な考え方でこうだろうと思っていたのだけれども、市がそこまで妊婦さんに対する危機感がお持ちでないと、結構妊婦さんの要望なり希望が十分満たされているのだという認識であるのであれば、これ以上申し上げることはないかと思うので、以上だ。

#### 第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議なく、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第13号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午後 2時42分)